**高次脳機能障がい者自動車運転評価モデル事業**

大阪府では「高次脳機能障がい者自動車運転評価モデル事業」を行っています。

・本事業は、既に自動車運転免許証を取得している高次脳機能障がい者の方が、安全に運転を再開できるかを考えていただくとともに、大阪府公安委員会（運転免許試験場適性試験係適性相談コーナー）に提出するための診断書を取得することを目的としています。本事業では、医師による診察、神経心理学的検査、自動車学校での運転技能評価などを行います。相談受付から終了まで約3ヶ月～６ヶ月を見込んでいます。

・なお、大阪府公安委員会に提出する診断書の作成までにかかる医療費（診察、検査、文書作成等）及び運転技能評価にかかる費用は自己負担となります（医療費の保険対象分を除く）。

・本事業の各段階において、運転について危険のある場合など中断が必要と判断された場合には、それより先のステップに進めないことがあります。

・本事業は大阪府警運転適性相談窓口に相談するための必須のものではありません。本事業への参加・不参加にかかわらず、大阪府警運転適性相談窓口へ行くことにより、自動車運転再開について、大阪府公安委員会に相談することができます 。

・本事業の趣旨にご理解され同意書を頂いた方のみ事業参加が可能です。

・本事業は参加人数に制限がありますので、お問い合わせいただいてから、事業参加までにお時間をいただく可能性があります。

・本事業には、途中のステップで中断となった場合も含め、一回しかお申込みいただけません。